

FMCだより

1
2012

あけましておめでとうございます。

さあ、新しい年の幕開けです。気持ちも新たに頑張りたいと思います。本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830

医療費控除の対象となるもの、 ならないもの



○×クイズ



年末から年始にかけて、個人の税金に関するご相談をよく受けます。特によく受ける相談として「これは、医療費控除の対象となりますか?」というものがあります。医療費控除の対象となるもの、ならないものの判断に迷われる方が多くいらっしゃるようです。

そこで今回は、確定申告時期に向けて、多くの方々が気になる「医療費控除」の対象となるもの、ならないものについてお届けします。

医療費控除とは

自分自身や家族のために医療費を支払った場合に、その医療費の合計額が10万円（※）を超えるときは、その超える部分の金額（上限200万円）を所得金額から控除することができます。これを「医療費控除」といいます（所法73）。この場合の家族とは、お財布（生活費）が一緒の配偶者その他の親族に係る医療費を指しますので、たとえばご自身の両親に係る医療費を負担した場合であっても、お財布が別であれば、その医療費はご自身の医療費控除の対象とはなりません。

また、医療費控除の対象となる医療費とは、診療費、薬代、入院費などを指します。具体的にどのようなものが対象となるか、よくお問い合わせをいただく費用を次にまとめてみましたので、ご参考ください。

医療費控除の対象となるものならないもの

支払ったもの	判定 (対象となる⇒○ 対象とならない⇒×)
ドラッグストアで購入した風邪薬代	○
疲労回復、健康増進のためのサプリメント代	×
おむつ代	寝たきりの場合は○（書類が必要です）
入院時のシーツクリーニング代、手術着代	○
差額ベッド代（特別室代）	病状によるもの等一定の事由は○
入院中に外泊許可を受けたときの帰宅旅費	×
要介護認定者のショートステイ利用料	介護保険給付対象に係る自己負担額は○
車通院のためのガソリン代、高速代、駐車場代	×（公共交通機関利用の交通費は○）
健康保険組合から受取った「出産育児一時金」	支払った医療費から差し引きます

医療費控除として所得金額から控除できれば、その分支払う税金が安くなります。次ページに医療費をまとめるシートをご用意しましたので、算定してみましょう。シートへ記入する際は、人毎・支払先別に領収書をまとめて記入すると手間が少なく済みます。シート内のAからBを差し引いた金額が10万円（※）を超える場合には、確定申告を検討しましょう。

なお、実際に確定申告をする場合は、領収書等の書類が必要です。まず、家中の領収書等をかき集めることから始めましょう。

（※）所得金額の5%相当額が10万円より少ない場合には、10万円を「所得金額の5%相当額」と読み替えます。

平成23年分 医療費の明細書

住所 _____
氏名 _____

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除対象となる医療費の内訳		左のうち生命保険や 社会保険などで 補てんされる金額
			治療内容・ 医療品名等	支払った 医療費	
				円	円
合 計				A	B

(切り取り線) こちらで切り取っていただければ、そのまま医療費の明細書の一部として利用できます。

なお、次の費用について医療費控除の対象とする場合は、医療費の領収書とともに次の書類の添付が必要です。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用 ⇒「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 医師が発行した「おむつ使用証明書」
※おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「運動療法実施証明書」
- ストマ用装具の購入費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 「ストマ用装具使用証明書」
- B型肝炎ワクチンの接種費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 医師の診断書（B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの）
- 白内障等の治療に必要なめがねの購入費用 ⇒⇒⇒⇒⇒⇒ 処方箋（医師が、白内障等の一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの）



労務情報

高額療養費制度の概要と今後の改正

健康保険には、1ヶ月間（1日から月末まで）に医療機関の窓口で支払った医療費が高額となった場合、申請により自己負担限度額を超えた額が払い戻されるという「高額療養費制度」があります。この制度では、後から自己負担限度額を超えた額が払い戻されるものの、その払い戻しまでは4ヶ月程度が必要であることから、その間、本人が立て替えなければならぬため、大きな負担となっています。

この立て替えをなくすために、入院時においては、予め手続きをしておくことにより窓口での支払いが自己負担限度額までとなる取扱い（現物給付）が設けられていますが、これが平成24年4月より外来での支払いについても拡大されることとなりました。そこで以下では、現状ある制度の確認としてこの入院時の取扱いと自己負担限度額について解説しましょう。

入院時に提示する「限度額適用認定証」

健康保険の被保険者および被扶養者（70歳未満）が入院する際、予め以下の手続きを行い「限度額適用認定証」を窓口で提示することにより、入院時の1ヶ月（1日から月末まで）の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます（差額ベッド代などの保険外負担分や食事代等は別途費用がかかります）。

協会けんぽの場合の限度額適用認定証の発行は以下の流れとなっています。

- ①入院が決まったら、「健康保険限度額適用認定申請書」に保険証のコピーを添付の上、保険証に記載されている協会けんぽ都道府県支部へ提出する。
- ②申請から1週間程度で「限度額適用認定証」が発行され、送付される。
- ③入院するときに、窓口健康保険証と併せて「限度額適用認定証」を提示する。

自己負担限度額

自己負担限度額は、被保険者の所得区分により下表の3つに分類され、計算式が定められています。

被保険者所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
①上位所得者（標準報酬月額53万円以上）	150,000円+（総医療費－500,000円）×1%	83,400円
②一般所得者（①および③以外）	80,100円+（総医療費－267,000円）×1%	44,400円
③低所得者※1	35,400円	24,600円

※1 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合。なお、被保険者の市区町村民税が非課税等であっても、上位所得者に該当する場合の所得区分は上位所得者となる。

※2 療養を受けた月以前の1年間に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減される。

平成24年4月より行われる外来での取扱いについては、詳細はまだ明確にはなっていませんが、入院と同様の方法が採られると考えられます。大きな病気やケガをし、医療費が高くなることが予想される従業員には、高額療養費制度や限度額適用認定証の利用などについて、情報提供をしておきましょう。





経営情報

節電の結果を検証してみませんか

平成23年の夏は日本全国で節電に取り組みました。では節電の結果、企業にとってどんな効果があったのでしょうか。ここでは、資源エネルギー庁が23年10月14日に発表した資料（※）から、小口需要家である企業における節電への取組の検証結果をご紹介します。

どのくらい節電できたのか

上述の発表資料から、22年の夏と比較した電力使用状況をまとめると右表の通りです。

製造業では0～10%未満の節電という割合が最も多く、次いで10～15%以上の節電という割合が多くなりました。一方、非製造業では20%以上の節電という割合が最も多く、42.2%にも達しています。非製造業の方が節電できる余地が大きかったものと思われます。

その一方で、製造業のうち15.0%が、非製造業でも2.2%が電力使用量が増加したと回答しています。個別の事情もあり、全ての企業で節電ができるわけではありませんが、調査対象全体の90%以上で節電ができていました。

昨夏と今夏の電力使用状況の比較

（単位：％）

	製造業	非製造業	全体
0～10%未満の節電	35.0	24.4	30.5
10～15%未満の節電	21.7	15.6	19.0
15～20%未満の節電	15.0	15.6	15.2
20%以上の節電	13.3	42.2	25.7
増加した	15.0	2.2	9.5

経営にどのような効果があったか

節電対策による経営へのメリットでは、製造業・非製造業共に「省エネ意識の向上」が、「電気代の節約によるコスト削減」よりも多く、精神的な部分での効果がみられた企業が多くなりました。

一方デメリットとしては、製造業では「勤務体制変更など従業員の負担増」や「生産量への影響」が多くなりました。非製造業では、「顧客サービスの低下」が最も多くなっています。

歴史的な円高などの影響もあり、企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。中小企業の場合、コストの増加を価格に転嫁することが困難な場合も多く、利益を確保

するためには、さらなるコスト削減の取組が必要な企業も多いと思われます。この資料からは節電による金額的な効果はわかりませんが、企業によっては大きな効果が出ているところもあったのではないのでしょうか。この冬も企業への節電要請が出ており、引き続き節電に取り組む企業も多いことでしょう。貴社でも自社の節電対策を振り返り、どのような効果や問題点があったかを検証してみませんか。検証することで節電の効果が計れますし、新たな改善点が見つかり、さらなるコスト削減も期待できるかもしれません。

節電対策による経営へのメリット・デメリット

（単位：％）

		製造業	非製造業
メリット	省エネ意識の向上	87.6	84.4
	電気代の節約によるコスト削減	53.6	61.5
	テナントの節電対策が進展	2.1	2.2
デメリット	顧客サービスの低下	7.2	17.0
	取引先の移転により取引・売上減	3.1	3.0
	生産量への影響	20.6	3.7
	勤務体制変更など従業員の負担増	27.8	9.6
	土日シフトによる休日減	7.2	0.7
	残業代などの増加	13.4	1.5

（※）「夏期の電力需給対策のフォローアップについて（大口・小口・家庭における取組の検証）」

ここで紹介したデータは、上記資料で紹介されている、日本商工会議所の協力を得て小口需要家約230社を対象に行われたアンケート調査によるものです。また、小口需要家とは、契約電力500kW未満の事業者をいいます。詳細は以下の経済産業省のサイトで確認できます。

<http://www.meti.go.jp/press/2011/10/20111014009/20111014009.html>



医療情報

明細書は必要ですか？

平成22年度の診療報酬改定で、医療機関に対して、正当な理由のない限り領収証の発行とは別に、明細書の発行が原則義務化されました。それから2年近くが経とうとしています。

ここでは厚生労働省が発表した調査結果（※）から、調査対象一般診療所（以下、調査対象施設という）の患者さんへの明細書発行に関するアンケート結果をご紹介します。

明細書は必要ですか？

調査対象施設において、患者さんが明細書発行希望を尋ねられた経験の有無をまとめると、右表のようになります。

尋ねられた経験のある患者さんと、ない患者さんの割合がほぼ同じになっていますが、半数近くの患者さんが、明細書発行の希望を尋ねられた経験があることがわかります。

明細書発行の希望を尋ねられた経験
（回答数：1025）

尋ねられたことがある	45.2%
尋ねられたことはない	44.4%
わからない	8.3%
無回答	2.1%

「要りません」と答えた割合は？

次に、明細書の発行を希望しないことを伝えた経験の有無をまとめると、経験があると答えた患者さんの割合は40%近くに達しています。明細書が必要ないと考えている患者さんの割合も少なくないことがわかります。

明細書発行を希望しないことを
伝えた経験（回答数：1025）

経験がある	36.9%
経験がない	61.2%
無回答	1.9%

明細書の必要性は

明細書を受け取った患者さんの中にも、要らないと感じている患者さんもおられると思います。そこで、調査日に明細書を受け取った患者さんに明細書の必要性を尋ねた結果をみると、右表のようになります。

必要だとする割合（必要、どちらかという必要、を足したもの）が53.1%と半数を超えているものの、必要ない（必要ない、どちらかという必要ない、を足したもの）割合も半数近い割合となりました。

筆者は明細書発行の希望を聞かれた経験がありませんが、この結果をみると、患者さんに対して明細書発行希望の確認を行っている一般診療所があることがわかります。そして、一般診療所を受診する患者さんの中には、明細書を必要としていない人も少なくない割合で存在しています。

明細書の発行には、当然ですが、コストがかかります。患者さんにとって有益で、無駄のない明細書の発行方法を考えることも、医院経営にとって必要なことではないでしょうか。

明細書の必要性（回答数：684）

必要だと思う	23.4%
どちらかという必要だと思う	29.7%
どちらかという必要ない	28.4%
必要ない	18.0%
無回答	0.5%

（※）厚生労働省の中央社会保険医療協議会が平成23年9月に発表した「明細書発行原則義務化後の実施状況調査報告書」。調査対象の一般診療所は、全国の一般診療所の中から無作為に抽出された1700施設となっています。また、調査対象の患者は調査期間中に「一般診療所調査」の対象施設で精算があった外来患者となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001mxe9.html>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶まわり等を滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれるでしょう。

2012年1月

お仕事備忘録

1. 固定資産税の償却資産に関する申告

2. マイカー通勤者等の通勤手当にかかる非課税限度額の改正

3. 個人の県民税・市町村民税の納付(第4期分)

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

5. 各種法定調書の提出と支払先への送付

6. 継続・有期事業概算保険料延納額の支払

7. 年間カレンダーの作成

8. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス



1. 固定資産税の償却資産に関する申告

今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月末までに申告する必要があります。申告税金については、提出した市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に通知されます。

2. マイカー通勤者等の通勤手当にかかる非課税限度額の改正

1月より、マイカー通勤者等の通勤手当の非課税限度額が変更となります。マイカー通勤者がいる事業者においては、今回の改正により新たに課税となる者がいないか確認し、給与計算ソフトの設定等の変更処理を行いましょう。

3. 個人の県民税・市町村民税の納付(第4期分)

第4期分の個人の道府県民税と市町村民税の納付期限です。納付期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付漏れのないようにしましょう。

4. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認してください。期限は本年最初の給与支払日の前日です。

また、昨年の給与についての源泉徴収票を交付します。

5. 各種法定調書の提出と支払先への送付

毎年1月は各種法定調書の提出期限です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各調書に税務署や市町村への提出の要件が定められていますので、税務署から送付される説明書等を確認の上で事務を進めましょう。特に今年は様式が若干改正されていますので、漏れのないように記載し、提出を行いましょう。

6. 継続・有期事業概算保険料延納額の支払

第3期分より口座振替を利用することができるようになりました。これにより、今まで通りの納付方法の場合は1月31日が納期限ですが、口座振替の場合は2月14日が引落日(納付日)です。

7. 年間カレンダーの作成

定例会議や慰安旅行、健康診断など会社には毎年行われる様々な行事があります。これらの予定を関係部署とすりあわせをし、年間カレンダーとしてまとめ社員に配布しましょう。また営業日等については、取引先に配付するとよいでしょう。慰安旅行など大きな行事になると、幹部への確認、役員会決議などを待つこともあり時間がかかるものです。早めに行動することが大切です。

8. 年賀状の返礼と整理、住所等のメンテナンス

年賀状を送付していなかった先より届いた場合には、速やかに返礼を出すとともにリストへの追加をします。また住所変更等のあった先については、リストの修正を行います。

これらは「取引先台帳」等を利用した名簿管理を用いて、次の要領で進めるとよいでしょう。

(1) 宛先不明で戻ってきた場合は、名簿を修正し再度住所確認。

(2) 未送付先より届いたら、来年の送付名簿に追加し、速やかに返礼。

(3) 住所、社名、肩書きの変更等の名簿修正。関係部署への連絡。



2012.1

新年を迎えました。新しい年になり、気持ちも新たに仕事をスタートさせましょう。新年早々やるべきことがたくさんあります。漏れのないように計画的に業務を進めましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	日	先勝	元旦
2	月	友引	振替休日
3	火	先負	
4	水	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（11月分）
5	木	大安	
6	金	赤口	小寒
7	土	先勝	
8	日	友引	
9	月	先負	成人の日
10	火	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（12月分（源泉所得税の納付特例の場合は2011年7月～12月分）） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	水	大安	
12	木	赤口	
13	金	先勝	
14	土	友引	
15	日	先負	
16	月	仏滅	
17	火	大安	
18	水	赤口	
19	木	先勝	
20	金	友引	●源泉所得税の納期限の特例納付（2011年7月～12月分）
21	土	先負	大寒
22	日	仏滅	
23	月	先勝	
24	火	友引	
25	水	先負	
26	木	仏滅	
27	金	大安	
28	土	赤口	
29	日	先勝	
30	月	友引	
31	火	先負	●健康保険・厚生年金保険料の支払（12月分） ●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第3期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[10月～12月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（第4期分）※市町村の条例で定める日まで ●給与所得者の扶養控除等申告書の提出 ※最初の給与支払日の前日まで ●市区町村への給与支払報告書の提出 ●固定資産税の償却資産に関する申告 ●源泉徴収票の交付 ●税務署へ法定調書の提出